

第2章

構造
発展プロセスと



タイ・タクランにて

農

業——農村は「遅れている」か？

猪俣哲史

はじめに 途上国の農村社会で、比較的広域にわたり観察されている経済制度に、分益小作制とインター・リンクージがあります。分益小作制とは、土地をもたない農民が、地主から土地を借り受ける代価として、収穫の一部（年貢）を予め定められた割合で地主に支払う制度です。一方、インター・リンクージとは、資金や土地の貸借、雇用等の複合的契約のことで、例えば、借地契約のなかに、資金貸付けなどに関する条項が盛り込まれたりすることをいいます。

長い間これらの制度は、「持てる者」と「持たざる者」との間の権力関係に基盤をおいた、きわめて前近代的・封建主義的な遺物として考えられていました。ことにマルクス主義の立場からは、地主が故意に土地の生産性を抑えつけることで借地人の収入を締めつけ、

彼らが永続的に地主への借金に縛りつけられることを保証するような、一種の搾取システムとも見なされてきました。われわれも時代劇の影響のせいか、「小作人」などと聞くと、ついつい哀れな姿をイメージしてしまいます。

しかし、開発経済学の視座から光を当てるに、実はこれらが、農業の特性を反映した効率的な制度であり得ることがわかります。以下、このことについて説明しましょう。

農業は「ギャンブル」だ　いま、一定の土地を持った地主と、労働力以外は何も持たない農民がいたとします。そこで、地主は農民に土地を貸し与え、農民はその土地を耕作して、収穫のなかから借地代を支払うわけですが、両者の借地契約の代表的パターンとしては、主に次の三形態が考えられます。

- ① 収穫のうち一定額（地代）を地主の取り分、残りを農民の収入とする（定額小作制）。
- ② 収穫のうち一定額（賃金）を農民の取り分、残りを地主の収入とする（地主手作制）。
- ③ 収穫をある定められた比率で、両者の間で取り分ける（分益小作制）。

さて、あなたが農民だつたら、どの方法を選びますか。地主だつたらどうしますか。

あらゆる産業のなかで農業がきわめて特異な位置を占めるのは、その生産活動が「天候」という制御不可能な不確定要素に大きく左右されることにあります。灌漑設備やビニール

ハウスの発達で、その影響もかなり軽減されはいますが、それでも自然条件の厳しい地方では、農民たちはいつも天を睨んでいなくてはなりません。さらに、そのような生産額の不安定性から、農作物の価格も変動しやすくなります。すなわち、農業とは収穫の増減や価格の高低に対する一種の「ギャンブル」なのです。

一般的にわれわれは、生活が苦しいときは保守的になりがちです。危険な賭けはできるだけ避けて、とりあえず生活を安定させようと努めます。もちろん、資産を持たない農民にも同じことが言えます。「当たり年」の大儲けは確かに魅力的ですが、「はずれ」が家族の生死にかかわるようでは、そうそう強気には出られません。

一方、それなりの資産をかかえる地主はどうでしょうか。「当たり」が出ればそれこそ左ウチワ、「はずれ」が出ても、資産の一部を切り売りするか、それを担保に借金すればいいだけのこと、鼻毛を一本引き抜くようなものです。ギャンブル好きでなくとも、予想される「当たり」と「はずれ」の平均収入が充分に高ければ、彼にはサイコロを振る理由も余裕もあるのです。

ということは、どうやら②の契約形態が選ばれることになりそうですね。農民は、とにかく一定額を確保して最低限の生活水準を維持し、一方で地主は、資産の大きさに物を言

わせて、収穫変動のリスクを吸収する。双方めでたく、契約締結……となるのでしようか。

農民は聖人ではない！

もし、与えられた仕事に費やす労働の多少にかかわらず、その報酬が一定であるとしたら、聖人でもないかぎり、ほとんどの人は怠けることでしょう。ましてや、広大な農地における作業監視は大変難しいともなれば、ますます怠ける誘惑は大きくなります。このような状況では、地主にとつて②の契約形態が不利であるのは明らかです。なにしろ、農民はいくら怠けても報酬は一定なのに対しして、地主の収入は彼らの働きぶりに直接影響されるのですから。

そこで、地主は考えます。どうしたら農民たちに「やる気」を出させ、収穫を高めることができるだろう……。分益小作制は、このような、ギャンブル性と労働への動機づけの折衷として生まれてきたと考えることができます。すなわち、本来ならば、地主は農民を賃雇用して、いくぶんリスクを負いつつも、それがもたらすであろう高収益を享受したいところですが、それは農民の怠業を誘うことになります。かといって、大規模な監視システムには大変な費用がかかるので、できればそれは避けたい。そこで、農民が自発的に労働に従事するよう、その収入を収穫量の一定比率として契約に定めることで、「働けば働

くほど儲かる」ようなシステムを作り上げるのです。

分益小作制からイン ターリンケージへ
しかし、これが農民になんらかのリスクを負わせることになるのは、
避けられません。そして、ギリギリの生活を営んでいる者にとって
は、収入のちょっとした変動が、致命的になることもあるのです。

そこで、地主は農民と分益小作契約に入る前に、彼らが収入の変動に対し、消費水準
を一定に保つことを可能にするような、消費ローンを供給する必要があります。ことに、
途上国の農村社会においては、銀行等の金融市場が未発達で、零細農民などは非公式の金
貸し業者から高利で借りざるを得ないのが現状です。したがって、地主は小作契約のなか
で自らローンの提供を約束することにより、農民の収穫変動に対する抵抗力をつけさせる
のです。

また、このような借地契約と資金貸付けのインターリンケージに、より積極的な機能を
付する説もあります。ここで、地主は同時に金貸し業者でもあることを考えて下さい。彼
は債権者として、借金の「焦げつき」すなわち貸付金の元利を回収できない状況を懸念し
ます。そこで地主は、小作人／債務者が返済のための十分な収入を得ていてことを、配慮
しなくてはなりません。ところが分益小作制では、小作人の収入は収穫量とともに増減す

るのでした。ということは、地主の生産性向上のためのさまざまな努力は、小作人／債務者の返済能力を高めることによって、間接的に、債権者としてのもう一つの自分の立場を支援していることになります。

一方、小作人は債務を負うことで、より真剣に生産活動へと取り組むでしょう。ここでは、ローンの貸付けが、利息を生み出すという本来の役割に加え、「労働への動機づけ」という双対機能を果たしています。したがって今度は逆に、地主の立場として、金貸し業の仕事から恩恵を被つていていることになります。このようにインター・リンクージは、小作制と資金貸付けとの間に存在する利益の相互波及を、効果的に一つの契約関係へと組み入れる手段として考えることができるのです。

以上に見たように、農村社会の経済制度を、必ずしも前近代的な搾取システムなどと解釈する必要はありません。なぜならそれは、農業には付き物の「リスク」を、少しでも効率的なかたちで再配分しようとする試みの、現実的な表れとしてとらえることもできるからです。そこにはもはや、野卑で粗暴な地主や、弱々しい無知な百姓のイメージはありません。むしろ、気まぐれな自然を相手どり、狡猾な戦術を開拓する合理的な経済人の姿さえ、思い描くことができましょう。

〈参考文献〉

黒崎卓「農業」(朽木昭文・野上裕生・山形辰史編『テキストアソク 開発経済学』有斐閣、一九九七年)。

米倉等編『不完全市場下のアジア農村——農業発展における制度適応の事例』アジア経済研究所、一九九五年、一九九七一八。

A. Braverman & J. E. Stiglitz, "Sharecropping and the Interlinking of Agrarian Markets," *American Economic Review*, Vol.72, No.4, September 1982, pp.695-715.

G. Quibria & S. Rashid, "The Puzzle of Sharecropping: A Survey of Theories," *World Development*, Vol.12, No.2, 1984, pp.103-114.